

議案第67号

鹿児島県税条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年6月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県税条例の一部を改正する条例

鹿児島県税条例（昭和38年鹿児島県条例第23号）の一部を次のように改正する。

目次中「第59条の12」を「第59条の10」に、「第97条の9」を「第97条の8」に改める。

第12条第3項を削る。

第28条の3中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

第31条の6第2号中「当該退職手当等」を「当該支払済みの他の退職手当等」に、「第30条第4項」を「第30条第7項に規定する一般退職手当等、同条第4項に規定する短期退職手当等又は同条第5項」に改め、「又は同法第201条第1項第1号イに規定する一般退職手当等」を削り、同条第4号中「第30条第5項第3号」を「第30条第6項第3号」に改める。

第35条の20中「の金額」の次に「又は同項に規定する特定費用の金額（当該特定費用の金額が選択口座においてその年最後に行われた同条第2項に規定する対象譲渡等に係る同項に規定する源泉徴収口座内通算所得金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）」を加える。

第36条第1項各号列記以外の部分中「によつて」を「により」に改め、同項第3号中「」及び「」を「」,」に改め、「発電事業等」という。）の次に「及び同号に規定する特定卸供給事業（以下この節において「特定卸供給事業」という。）」を加える。

第39条第2項及び第3項中「及び発電事業等」を「, 発電事業等及び特定卸供給事業」に改める。

第59条の11及び第59条の12を削る。

第67条の2中「であつて、知事の承認を受けたときは」を「には」に、「当該承認を受けた」を「当該」に改め、「電磁的記録」の次に「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）」を加える。

第67条の3第1項中「であつて、知事の承認を受けたときは」を「には」に、「当該承認を受けた」を「当該」に改め、「電子計算機出力マイクロフィルム」の次に「（電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下同じ。）」を加え、同条第2項中「の承認を受けている」を「の規定により帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもつて当該帳簿の備付け及び保存に代えている」に、「において、当該承認を受けている帳簿（以下この節において「電磁的記録に係る承認済帳簿」という。）を「には、当該帳簿」に改め、「知事の承認を受けたときは」を削り、「承認を受けた電磁的記録に係る承認済帳簿」を「帳簿」に改める。

第67条の4を削る。

第67条の5中「第67条の2又は第67条の3第1項若しくは第2項の承認を受けている」を削り、同条を第67条の4とする。

第97条の2第6項中「記名押印しなければ」を「氏名又は名称を記載しなければ」に改める。

第97条の9を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第12条第3項を削る改正規定及び第97条の2第6項の改正規定 公布の日
- (2) 目次の改正規定、第31条の6及び第35条の20の改正規定、第59条の11及び第59条の12を削る改正規定、第67条の2及び第67条の3の改正規定、第67条の4を削る改正規定、第67条の5の改正規定並びに第97条の9を削る改正規定並びに次条及び附則第4条の規定 令和4年1月1日
- (3) 第36条第1項及び第39条の改正規定並びに附則第3条の規定 令和4年4月1日
- (4) 第28条の3の改正規定 令和6年1月1日

(県民税に関する経過措置)

第2条 改正後の鹿児島県税条例（以下「新条例」という。）第31条の6の規定は、令和4年1月1日以後に支払を受けるべき鹿児島県税条例第31条の2に規定する退職手当等（以下この項において「退職手当等」という。）について提出する新条例第31条の6の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき退職手当等について提出した改正前の鹿児島県税条例第31条の6の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第35条の20の規定は、令和4年1月1日以後に行われる所得税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第11号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第37条の11の4第2項に規定する対象譲渡等について適用し、同日前に行われた所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第37条の11の4第2項に規定する対象譲渡等については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

第3条 新条例第36条第1項及び第39条の規定は、令和4年4月1日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(電子計算機を使用して作成する帳簿の保存方法等の特例に関する経過措置)

第4条 新条例第67条の2及び第67条の3第1項の規定は、令和4年1月1日以後に備付けを開始する帳簿（新条例第67条の2に規定する帳簿をいう。次項において同じ。）について適用する。

2 新条例第67条の3第2項の規定は、令和4年1月1日以後に保存が行われる帳簿について適用する。

(提案理由)

地方税法の改正等に伴い、所要の改正をしようとするものである。